

安全保障法案とガイドライン再改定を考える

16日に衆院本会議で安保法案（戦争法案）が自公政権によって強行採択され、怒りの声が広がっています。

大内要三氏から日米ガイドライン（日米共同作戦の約束）とそれを実行するための安保法案（戦争法案）の内容についてお話いただきました。学習会には33名が参加しました。



○4月27日に第3次の日米防衛協力ガイドラインが結ばれました。

これまでの地理的限定をなくし、直接日本が攻撃されていなくても日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生したときも自衛隊が武力行使を行える内容となっています。

平時から緊急事態まで自衛隊・米軍の共同作戦計画がつくられ同盟調整メカニズムが強化されます。

4月28日には安倍首相は米議会で演説しガイドラインの約束を実施するための安保法制の成立を約束してきました。

○5月15日国会提出された安保法案は2本で構成されています。

*一括改正法（自衛隊法など主要なもの10本、全20本の法律を一括改正して海外で戦争ができるようにする。）

*派兵恒久法（そのつど新しい法律をつくらなくても海外派兵ができるようにする。）

○戦争法が成立すると、

*いくつもの「事態」を使い分け、いつでも、どこにでも、国会事前承認なしに自衛隊を海外派遣できる。

*「後方支援」の名目、「武器使用」の名目で、事実上の戦闘支援ができる。

*自衛隊員戦死の可能性が高まり、海外での民間人殺傷は裁かれない。

*民間人も「協力」を要請されることがある。

○国会審議で明らかになったこと

*6月4日衆院憲法審査会の参考人質疑で3人の憲法学者が「違憲」と主張し反対運動が盛り上がっています。

*戦争放棄・非武装の日本国憲法に本来、武力行使



はないが、戦力に至らない実力を持って自衛する権利はあるとされてきた。

この解釈は国会論戦など等を経て確立されてきたもので、一政権に解釈を変更する権利はない。

戦争法案は、平和主義否定、国民主権否定の上に成り立っているから違憲。

○戦争国家への道を絶つために

*国会内外での運動の連携を、国会外での市民運動の高まりが重要。

*議員への働きかけを強め、戦争法案に賛成する議員には後がないと自覚させることが必要。

*過去の侵略戦争の反省を踏まえた「戦争反対」を。

*日本国憲法の平和主義が一国平和主義でないことを自覚し、東アジアの平和、安保廃棄への展望を。

○質疑を通して

60年安保闘争でも運動は大きく広がったのは、国会での安保条約強行採決の後でした。

今回衆議院で強行採択しましたが、60日ルールの適用までにはまだ十分に時間があるので運動を大きく広げ廃案をめざそうと締めくくられました。

○感想文から

大内さま、ありがとうございます。内容を詳しく伺うほど驚愕致しました。

国民の知らないうちにここまで、軍事訓練が具体的に進められていたとは。

あちこちで既成事実が積み重ねられているのですね。

憲法改正の理由が“米国から押しつけられた”と言いながら、結局は米国の言いなりに肩代わりさせられていく日本、悲しい姿です。

国会の審議を見ても誰一人教養のあるリーダーは見出せません。

こんな輩に日本の将来をどうこうされたくないとの気持ちが日々強まっています。

教科書問題、君が代、国旗強要、秘密保護法、NHK介入人事、民法への圧力、国立大学の文系を無くする？（知識人弾圧）・・・全て独裁への道が画策されている現状、国民はボオーとしていられません。